



ウイスキー愛好家団体 北陸ウイスキークラブ について

北陸ウイスキークラブ（以下 HWC）は、北陸のウイスキー文化の発展、また北陸のウイスキー愛好家の増大を目的として設立します。

昨今のシングルモルトをはじめとするウイスキーへの注目は、日本、世界各地で起こっており、北陸でも例外ではありません。現在、ウイスキーの需要と供給の変化による高騰、投機目的の対象といった熱狂的なウイスキーブームの真っ只中にあり、短期的に見ると好ましいことも多いですが、過去にこのようなブームによって、ウイスキー文化は繁栄と衰退を繰り返してきました。このような経緯に鑑み、我々ウイスキー愛好家が継続的にこの土地でウイスキーを飲み続けていくために、ウイスキーの人気を文化として地域に根付かせていくため、本会北陸ウイスキークラブを発足致しました。

設立目的

1. ウイスキー愛好家増大のための、各種イベント、テイasting会の企画・実施
2. 地域を超えたウイスキー愛好家同士のコミュニティーの形成
3. ウイスキーに関する情報の共有・発信、HP による広報活動、メンバー間の交流

概要

1. 設立メンバー（順不同）

代 表： 亀谷仁郁 運営委員：伊集院翼、藤堂亮

2. 会員について

設立目的の経緯、他組織との共存共栄を基本とするため、会員は原則として北陸に在住、または北陸に深く関わりのあるウイスキー愛好家とします（会の性質上、プロの方の入会はお断りするケースがありますのでご了承ください）。新会員加入のタイミングは原則メンバーの紹介制、または当会が開催するイベントの参加時に行うものとします。

3. テイasting会などのイベントについて

数ヶ月に一度の頻度で、各種イベントやテイasting会などを実施します。実施の際は本会の活動目的に則り、バー・飲食店、他組織との関係を考慮しつつ行います。会場に関しては、会の趣旨に賛同いただけるバー・飲食店にて、協賛という形で行うことがあります。

問い合わせ先： 代表メール info@hokurikuwhisky.club

亀谷 仁郁 Facebook:Masafumi.Kameya, E-mail: kameya@hokurikuwhisky.club

北陸ウイスキークラブの運用について

(1) 入会承認と会費

入会金・年会費等はありませんが、入会にあたっては代表または運営委員 1 名以上による承認を原則と致します。

(2) 会員のイベント参加権

会員は当会が主催するテイスティング会や勉強会、交流会、見学会などのイベントに優先的に参加することが出来ます。会員限定のイベントの場合も同様と致します。

(3) イベントの立案

会員は当会のイベントの立案を行うことが出来ますが、運営委員会において当会の設立目的に合致しているかを確認し、条件に一致しない場合はお断りすることがあります。

(4) 入退会の権限

入退会についての権限は、全て運営委員会にあることとします。当会での円滑な活動のために、皆様に遵守頂きたい点は、別途会員規約にて定めることとします。

(5) ロゴ等の使用

会員は当会のロゴ等を自由に使用出来る事とします。Facebook 等 SNS での制限も設けませんが、当会が定める禁止行為（例：詐欺的行動、不適切または違法なコンテンツの配布、他者の誹謗中傷等）に抵触した場合は使用を制限することがあります。

(6) 広報活動

会員外への広報活動として、メンバー外向けのイベントの企画、募集、出展を行うことがあります。

(7) 運営費用の徴収

イベント運営、会の運営費用はイベント実施時に上乗せして徴収します。徴収額については、多職種・他組織との関係性に配慮した上で、非営利団体として適正な価格での運用に努めます。

(8) 情報提供

当会のイベント開催や参加などの情報提供は、電子メールで発信致します。Facebook や当会ブログでも発信することがありますが、公式のお知らせは電子メールで行います。詳細は別途記載することとします。

以下、the Hokuriku Whisky Club(以下 HWC)の会員規約となります。円滑で有益な活動を行うために、以下の規約の確認をお願いします。

当会に入会した時点で、会員規約に同意したと判断させていただきます。

【会員規約】

第1条 名称

本会は、「北陸ウイスキークラブ」(英名：the Hokuriku Whisky Club、略名：HWC)と称する。

第2条 所在

本会は、別に定める代表が所在を定め、事務を統括する。

第3条 目的

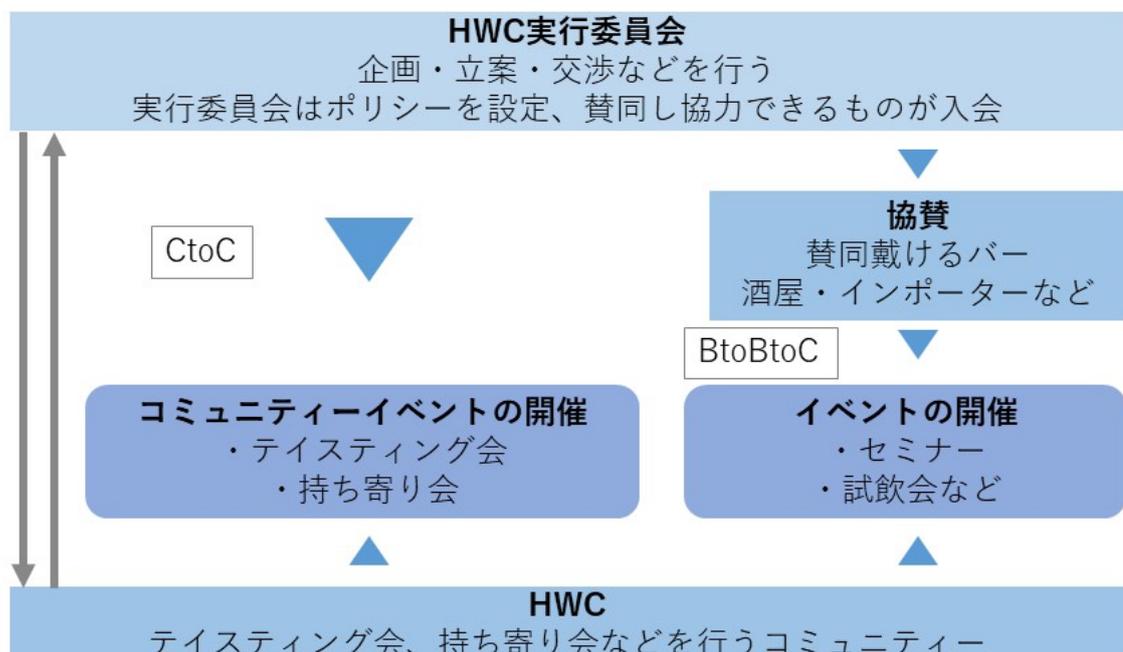
本会は、北陸在住のウイスキー愛好家が、継続的にこの土地でウイスキーを飲み続けていくために、ウイスキー文化の発展、北陸ウイスキー愛好家人口の増大、会員同士の情報の交換並びに会員相互の親睦を目的とする。

第4条 事業

本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 各種イベント、勉強会、テイasting会の企画・実施、出展を通じてウイスキー愛好家の増加を図る
- 2) 地域を超えたウイスキー愛好家同士のコミュニティーの形成
- 3) ウイスキーに関する情報の共有・発信、HPによる広報活動、メンバー間の交流

HWCの組織図



第5条 組織

本会は、本会の目的に賛同した会員を以って組織する。

第6条 会員

本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員—北陸に在住、または北陸に深く関わりのあるウイスキー愛好家。
- 2) 賛助会員—北陸に在住していないが、本会の趣旨に賛同し、本会の目的のために活動を行う個人（20歳以上）及び団体とする。

第7条 役員

本会は、次の役員を置き、会を運営する。

- 1) 代表—会を統括し代表する。（1名）
 - 2) 運営委員—代表の諮問に応じ、必要事項について助言する。（若干名）
- 運営委員の変更は、運営委員会によって決定される。

第8条 顧問及び相談役

本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- 1) 顧問及び相談役は役員会でこれを推薦し、代表がこれを委嘱する。
- 2) 顧問及び相談役は本会の運営につき、運営委員会及び代表に助言する。

第9条 役員 の 処 遇

役員 の 行 為 が 本 会 に と っ て 著 し く 不 利 益 を 生 じ る 場 合 も し く は 役 員 が 本 会 に ふ さ わ し く な い と 判 断 さ れ た 場 合 は、 当 該 役 員 の 処 遇 に つ い て 当 該 者 を 除 く 運 営 委 員 会 で 協 議 し、 対 応 を 決 定 し、 実 行 す る。

第10条 禁止行為

当会内での以下の行為を禁止する。

- ・ HWC や 会 員 の 名 誉 や 品 格 を 汚 す よ う な 行 為
- ・ 参 加 し て い る 方 や 開 催 し て い る 店 舗 や 場 所 に 迷 惑 を か け る こ と。
- ・ 会 員 同 士 で の 喧 嘩 や ト ラ ブ ル を 起 こ す こ と。
- ・ 宗 教 や マ ル チ 商 法、 政 治 活 動、 そ の 他 営 業 と 思 わ れ る 行 為、 反 社 会 的 な 行 動 を 行 う 事。
- ・ そ の 他、 一 般 常 識 と か け 離 れ た 行 動 を 行 う こ と。

第11条 未成年でないことの確認

HWC は お 酒 に 関 係 す る 会 で あ る た め、 20 歳 未 満 の 参 加 は 禁 止 す る。

未 成 年 で な い こ と を 確 認 す る た め に、 身 分 証 明 書 の 提 示 を 要 求 す る こ と が あ る。

第12条 損害賠償責任

会 員 は、 第 三 条 の 規 約 を 守 る も の と す る。 ま た、 当 会 の 参 加 中、 自 己 の 責 に 帰 す べ き 事 由 に よ り 当 会、 当 会 の 会 員、 第 三 者 等、 人 的 ・ 物 的 そ の 他 に 損 害 を 与 え た 場 合 は、 賠 償 金 を 払 い 速 や か に 謝 罪 す る も の と す る。 ま た、 当 会 に 不 利 益 を 与 え る よ う な 言 動 を 繰 り 返 し 行 う な ど の 迷 惑 行 為 に つ い て は、 当 該 者 に 警 告 の 上、 法 的 措 置 な ど の 違 反 対 応 を 行 う こ と が あ る。

第13条 強制退会

会員規約に違反したものは、強制的に当会より退会させる事ができる。

また、当会運営委員の協議によりふさわしくないと判断した場合は、強制的に退会させる事ができる。

第14条 免責事項

HWCが運営しているイベント内で起きたトラブル、また、会員間、または第三者との間に起きたトラブルについて、HWCの運営者は一切の責任を負わないものとする。

第15条 個人情報の取り扱いについて

1) HWC入会時の個人情報は、以下に示すような運営上に必要な場合にのみ使用する。

- ・当会の運営上必要な連絡
- ・イベント開催時の告知、会員の管理等
- ・各種サービスを受けられるための個人連絡
- ・未成年でないことの確認

2) 共有範囲は代表、運営委員で、管理上必要な最低範囲での共有になるように留める。

3) 退会された方の個人情報は、運営委員会で速やかに消去する。

第16条 細則

本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は運営委員によって成立し、会員に告知する。

第17条 規約の改正

本規約は運営委員会の議決によって改正することができる。

第18条 付則

本規約は平成31年2月1日より施行する。

平成29年8月20日 制定

平成31年2月1日 改正

令和5年10月13日 一部表現を変更